



海老名市教育委員会
伊藤教育長殿

質問状

3月22日付、海老名市議会議員より海老名市長宛て資料請求した件、係る内容が教育委員会所管につき下記事項の質問に回答を求めます。

尚、この質問状は「海老名市議会議員山口良樹公式ホームページ」上で公開致します。本質問状の対応（回答）についても公開致しますのでご承知の上、ご対応宜しくお願い申し上げます。

平成28年4月8日

海老名市議会議員
山口良樹



記

- 1、資料請求件名 「指定管理者の定める中央図書館における著作物使用に係る運用ルールが記された資料」
- 2、回答資料名 27年12月28日收受教育指導課「著作物の無断転載と今後の管理体制についての報告」
- 3、質問事項
 - ① 「運用ルールの記された資料」を請求したところ、「管理体制についての報告」を資料提供されたが請求内容と関係のない文書を回答資料としたのは何故か。
 - ② 資料請求の回答資料受領後、所管課に確認した際27年12月28日付海老名市議会議員に送付された文書にある「ルール」について記された文書は無いとのことであるが相違ありませんか。
 - ③ 指定管理者より「ルールを記した文書」がないと報告を受けた後その時点で「ルール書」を作成すべきと指導するのが監督行政の責務と考えるが如何ですか。

- ④ 質問②の文書にある指定管理者が教育委員会に報告した原因と今後の対応に対し「ルールの徹底」の「ルール」とは何を根拠としたかその所在を明確にされたい。
- ⑤ 3月市議会において昨年12月24日に起きた「著作権侵害事件についての山口良樹一般質問に対する岡田教育部長の本件答弁に「当該著作物を削除し著作権者に謝罪し了解を得たので無断転載であって著作権の侵害に当たらない」とする議会答弁を教育長が是とするならばこの質疑を聞いた全国の視聴者より次のような質問があった。
- 「海老名市立の小学生や中学生が万引き行為で補導された際、万引きした商品を直ちに返却し店の店主に謝罪し了解を得れば窃盗罪にはなりません。と学校の先生は児童生徒に教えるのでしょうか。」との質問に教育長の答弁をお伺いしたい。
- ⑥ 指定管理者制度を導入した以上、図書館の運営責任はCCC・TRCにある。しかし、市立図書館の監督責任、結果責任は教育委員会、特に教育長にある。CCC・TRCに指定管理が移されて以降、選書問題や著作権侵害事件などが発生し、教育および遵法の観点から見て必要かつ十分な監督がなされているとは思えない。どう考えますか。

以上、6項目質問を致します。

公務ご多用のところ、大変恐縮に存じますが海老名市の教育姿勢に関わる重大な質問もごございますので何卒、誠意あるご対応を切にお願い申し上げます。

尚、本件回答を平成28年4月22日までに頂けますようお願い致します。